明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三六五）　二
○建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（三六六）　三
○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令（三六七）　三
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（三六八）　四
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六九）　四

〔省　令〕

○工事担任者規則の一部を改正する省令（**総務**一〇八）　四
○旅券法施行規則の一部を改正する省令（**外務**一九）　五
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一六〇）　九
○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（**国土交通・環境**四）　一三

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**三〇三～三一一）　一五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**三一二～三一四）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**三一五～三一七）　三
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二二六八）　二五

〔公　告〕

諸事項

**裁判所**
破産、免責、再生関係　二六
**特殊法人等**
独立行政法人都市再生機構関係　六三
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　六三
**会社その他**
**会社決算公告**　六三

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三六五号）（国土交通省）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一二月一三日とすることとした。

**◇建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令**（政令第三六六号）（国土交通省）

一　建設業法施行令の一部改正関係

1　特定建設業の許可を受けなければならない下請契約の請負代金の額の下限を、五、〇〇〇万円（建築工事業にあっては、八、〇〇〇万円）に引き上げることとした。（第二条関係）

2　特定建設業者が施工体制台帳を作成しなければならない下請契約の請負代金の額の下限を、五、〇〇〇万円（建築一式工事にあっては、八、〇〇〇万円）に引き上げることとした。（第七条の四関係）

3　工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置かなければならない建設工事の請負代金の額の下限を、四、五〇〇万円（建築一式工事にあっては、九、〇〇〇万円）に引き上げることとした。（第二七条第一項関係）

4　情報通信技術の利用などの要件を満たした場合において、工事現場における監理技術者等の専任を要しないこととできる建設工事の請負代金の額の上限を、一億円（建築一式工事にあっては、二億円）とすることとした。（第二八条関係）

5　特定専門工事の要件の一つである下請契約の請負代金の額の上限を、四、五〇〇万円に引き上げることとした。（第三一条第二項関係）

6　情報通信技術の利用などの要件を満たした場合における営業所技術者又は特定営業所技術者が監理技術者等の職務を兼ねて行うことができる建設工事の請負代金の額の上限を一億円（建築一式工事にあっては、二億円）とし、兼ねることができる工事現場の数の上限を一とすることとした。（第三三条及び第三四条関係）

7　技術検定に関する受検手数料の額を改定することとした。（第四二条第一項関係）

二　国立大学法人法施行令の一部改正関係

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第二六条第二項関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和六年一二月一三日から施行することとした。

---

**◇労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令**（政令第三六七号）（厚生労働省）

1　労働保険審査官及び労働保険審査会法第一五条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人に支給する旅費の種類について、車賃をその他の交通費に、日当を宿泊手当に、宿泊料を宿泊費に改め、包括宿泊費を加えることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

---

**◇地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第三六八号）（環境省）

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第一八号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

---

**◇地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三六九号）（環境省）

1　宅地建物取引業法施行令（昭和三九年政令第三八三号）第三条第一項で定める法令に基づく制限に、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第一八号。以下「法」という。）第二六条を加えることとした。（第一条関係）

2　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三四二号）第一条から、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二二年法律第七二号）第四条第一項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報を削除し、法第一〇条第三項に規定する認定増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は法第一二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報を加えることとした。（第二条関係）

3　所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、法の施行期日（令和七年四月一日）から施行することとした。

---

# 政　令

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百六十五号**

**建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十二月十三日とする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

---

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百六十六号**

**建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令**

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項第二号、第二十四条の八第一項、第二十六条第三項、第二十六条の三第二項、第二十六条の五第一項第二号及び第二項、第二十七条の十六第一項並びに第四十四条の二並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建設業法施行令の一部改正）

**第一条**　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四千五百万円」を「五千万円」に改め、同条ただし書中「七千万円」を「八千万円」に改める。

第七条の四中「四千五百万円」を「五千万円」に改め、同条ただし書中「七千万円」を「八千万円」に改める。

第二十七条第一項中「四千万円」を「四千五百万円」に、「八千万円」を「九千万円」に改める。

第五十一条を第五十四条とし、第四十六条から第五十条までを三条ずつ繰り下げる。

第四十五条中「第三十四条第一項に規定するもの」を「によりその権限に属させられた事項」に、「基づき」を「より」に改め、同条を第四十八条とし、第四十四条を第四十七条とし、第四十三条までを三条ずつ繰り下げる。

第三十九条第一項ただし書中「第三十六条」を「第三十九条」に改め、同項の表建設機械施工管理の項中「一万四千七百円」を「一万九千七百円」に、「三万八千七百円」を「五万七千三百円」に、「二万七千百円」を「四万八百円」に改め、同表土木施工管理の項中「一万五百円」を「一万二千円」に、「五千二百五十円」を「六千円」に改め、同表建築施工管理の項中「一万八百円」を「一万二千三百円」に、「五千四百円」を「六千百五十円」に改め、同表電気工事施工管理の項中「一万三千二百円」を「一万五千八百円」に、「六千六百円」を「七千九百円」に改め、同表管工事施工管理の項中「一万五百円」を「一万二千七百円」に、「五千二百五十円」を「六千三百五十円」に改め、同表電気通信工事施工管理の項中「一万三千円」を「一万四千三百円」に、「六千五百円」を「七千百五十円」に改め、同表造園施工管理の項中「一万四千四百円」を「一万七千二百円」に、「七千二百円」を「八千六百円」に改め、同条を第四十二条とし、第三十八条を第四十一条とする。

第三十七条第二項中「第三十四条第五項」を「第三十七条第五項」に改め、同条を第四十条とし、第三十六条を第三十九条とし、第三十五条を第三十八条とし、第三十四条を第三十七条とする。

第三十三条中「第二十六条の十九」を「第二十六条の二十」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二条中「第二十六条の八第一項」を「第二十六条の九第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第三十一条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第二十六条の五第一項第二号の金額）

**第三十三条**　法第二十六条の五第一項第二号の政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

（営業所技術者等が主任技術者の職務を兼ねることができる工事現場の数）

**第三十四条**　法第二十六条の五第二項の政令で定める数は、一とする。

第三十条第二項中「四千万円」を「四千五百万円」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条の見出し中「特例監理技術者」を「主任技術者又は監理技術者」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条中「第二十六条第三項ただし書」を「第二十六条第三項第二号」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

（法第二十六条第三項第一号イの金額）

**第二十八条**　法第二十六条第三項第一号イの政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

**第二条**　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項の表公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第十七条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二条第一項の項中「第十六条、第十七条第一項及び第二項」を「第十七条、第十八条第一項及び第二項」に、「第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二条第一項」を「第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項並びに第二十二条第一項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中建設業法施行令第四十五条の改正規定　公布の日

二　第一条中建設業法施行令第三十九条第一項の表の改正規定　令和七年一月一日

三　第一条中建設業法施行令第二条の改正規定、同令第七条の四の改正規定、同令第二十七条第一項の改正規定及び同令第三十条第二項の改正規定　令和七年二月一日

（経過措置）

2　前項第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣　阿部　俊子
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

---

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

---

**政令第三百六十七号**

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第十六条（同法第四十六条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「車賃、日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

---

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

---

**政令第三百六十八号**

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百六十九号**

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

**第一条**　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六十三号を第六十四号とし、第三十五号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第二十六条

第三条第二項中「第六十三号」を「第六十四号」に改める。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正）

**第二条**　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第十条第三項に規定する認定増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の日から起算して三年を経過する日又はこの政令の施行の際現に地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律附則第二条の規定による廃止前の地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項の規定により作成されている同項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の計画期間の末日のいずれか早い日までの間に、当該地域連携保全活動計画に基づき樹木が伐採された場合においては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第五号中「又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報」とする。

農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

# 省令

**○総務省令第百八号**

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十三条第二項において準用する同法第四十八条第三項の規定に基づき、工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十一日

総務大臣　村上誠一郎

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を改正する省令

工事担任者規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （一定の資格等を有する者に対する試験の免除） | （一定の資格等を有する者に対する試験の免除） |
| **第九条**　［略］ | **第九条**　［同上］ |
| 2　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。 | 2　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行する。

**○外務省令第十九号**

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十一日

外務大臣　岩屋　毅

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （電子手続の範囲）<br>**第二条**　（略）<br>一・二　（略）<br>三　指定地域（法第五条第一項に規定する指定地域をいう。次条第六項において同じ。）に渡航しようとする者が一般旅券の発給を申請するとき。<br>四～六　（略）<br>（申請の書類）<br>**第三条**　（略）<br>2　前項の規定にかかわらず、国外において書面手続により一般旅券の発給を申請する者は、前項に規定する戸籍謄本の提出に代えて、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百二十条の三第二項の戸籍電子証明書提供用識別符号（以下この条において「識別符号」という。）を提供することができる。<br>3　電子手続により法第三条第一項の規定に基づき一般旅券の発給を申請する者は、別記第一号様式、別記第二号様式又は別記第三号様式のうち該当するものに記載すべき事項に相当する情報、自署の画像、識別符号（同条第二項本文の規定の適用がある場合を除く。）並びに同条第一項第三号から第六号までに掲げる書類及び写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。<br>4　前項の規定にかかわらず、国外において電子手続により一般旅券の発給を申請する者は、識別符号の送信に代えて、次条第二項に定めるところにより、法第三条第一項第二号の戸籍謄本を提出することができる。<br>5・6　（略） | （電子手続の範囲）<br>**第二条**　（略）<br>一・二　（略）<br>三　指定地域（法第五条第一項に規定する指定地域をいう。次条第四項において同じ。）に渡航しようとする者が一般旅券の発給を申請するとき。<br>四～六　（略）<br>（申請の書類）<br>**第三条**　（略）<br>［新設］<br>2　電子手続により法第三条第一項の規定に基づき一般旅券の発給を申請する者は、別記第一号様式、別記第二号様式又は別記第三号様式のうち該当するものに記載すべき事項に相当する情報、自署の画像並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類及び写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信し、並びに同条第二項本文の規定の適用がある場合を除き、次条第二項に定めるところにより、法第三条第一項第二号の戸籍謄本を提出しなければならない。<br>［新設］<br>3・4　（略） |

（戸籍謄本）

**第四条**　（略）

2　国外において電子手続により一般旅券の発給を申請する者が前項に規定する戸籍謄本を提出する場合には、領事館に出頭して提出するものとする。ただし、領事官が特に必要と認めるときは、国内の書留郵便（簡易書留郵便を含む。）に準ずる送付方法により提出することができる。

3・4　（略）

（渡航先の追加）

**第十二条**　（略）

2　第三条第六項、第五条（第三項を除く。）及び第七条（第四項及び第五項を除く。）の規定は、法第九条第一項の規定に基づき一般旅券の渡航先の追加を申請する場合について準用する。この場合において、第三条第六項中「第一項に規定する書類及び写真」とあるのは「法第九条第一項各号に掲げる書類」と、第五条第一項及び第四項中「法第三条第三項」とあるのは「法第九条第三項において準用する法第三条第三項」と、第七条第一項、第二項及び第六項中「法第三条第六項」とあるのは「法第九条第三項において準用する法第三条第六項」と読み替えるものとする。

3～5　（略）

（署名）

**第十四条**　法第十五条の規定による署名の提出は、書面手続による場合には一般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書の所定の場所に署名することにより、電子手続による場合には第三条第三項又は第八条第二項の規定に基づき自署の画像を送信することにより行う。ただし、都道府県知事、外務大臣又は領事官が必要と認めるときは、旅券面への署名を求めることができる。

2～4　（略）

（旅券の消印）

**第二十一条**　法第十九条第六項の規定により返納を受けた旅券に消印をする場合には、保護要請文が記載されている頁、当該旅券の名義人の氏名、生年月日等が記載されている頁及び渡航先欄の各頁に消印を押し、並びに機械読取領域にせん孔するものとする。

（戸籍謄本）

**第四条**　（略）

2　電子手続により一般旅券の発給を申請する者が前項に規定する戸籍謄本を提出する場合には、国内においては都道府県に出頭して、又は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により、国外においては領事館に出頭して、又は国内の書留郵便に準ずる送付方法により提出するものとする。

3・4　（略）

（渡航先の追加）

**第十二条**　（略）

2　第三条第四項、第五条（第三項を除く。）及び第七条（第四項及び第五項を除く。）の規定は、法第九条第一項の規定に基づき一般旅券の渡航先の追加を申請する場合について準用する。この場合において、第三条第四項中「第一項に規定する書類及び写真」とあるのは「法第九条第一項各号に掲げる書類」と、第五条第一項及び第四項中「法第三条第三項」とあるのは「法第九条第三項において準用する法第三条第三項」と、第七条第一項、第二項及び第六項中「法第三条第六項」とあるのは「法第九条第三項において準用する法第三条第六項」と読み替えるものとする。

3～5　（略）

（署名）

**第十四条**　法第十五条の規定による署名の提出は、書面手続による場合には一般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書の所定の場所に署名することにより、電子手続による場合には第三条第二項又は第八条第二項の規定に基づき自署の画像を送信することにより行う。ただし、都道府県知事、外務大臣又は領事官が必要と認めるときは、旅券面への署名を求めることができる。

2～4　（略）

（旅券の消印）

**第二十一条**　法第十九条第六項の規定により返納を受けた旅券に消印をする場合には、保護要請文が記載されている頁、当該旅券の名義人の氏名、生年月日等が記載されている頁及び渡航先欄の各頁に消印を押し、並びに当該旅券の名義人の写真及び第十条各号に掲げる事項が記録されている半導体集積回路を破壊し、又は取り除くものとする。

# 在留届

受付日付

（別記第12号様式）

別記第十二号様式を次のように改める。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 筆頭者氏名 | ローマ字<br>パスポート記載のとおり | （姓 /Surname） | （名 /Given name） | パスポートに旧姓、別姓・別名の記載がある場合<br>（旧姓 /Former surname）/（別姓 /Alternative surname） |
| | 漢　字<br>戸籍記載のとおり | （姓） | （名） | （別名 /Alternative given name） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| パスポート番号 | | 有効期間満了日<br>西暦　年　月　日 | 在留国国籍 | □ あり　□ なし | □ 男　□ 女 |
| 生年月日<br>西暦　年　月　日 | 職　業 | □ 民間企業関係者　□ 留学生・研究者・教師　□ 自由業及び専門的職業関係者<br>□ 報道関係者　□ 政府関係機関職員　□ その他（　） | | | |
| 本　籍 | 都道府県　市郡（区）　区町村 | | | | |
| 到着日<br>西暦　年　月　日 | 滞在期間<br>西暦　年　月　日まで<br>※ 未定の場合は予定を記載<br>※ 永住の場合は記載不要 | 滞在目的 | □ 長期滞在　□ 永住 | | |

| | |
|---|---|
| 在留地の住所等 | 郵便番号がある場合には、必ず記載してください |
| 在留地の電話番号 | ①　② |
| メールアドレス | 滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください<br>①<br>② |
| 在留地の緊急連絡先 | 氏名 又は 会社・学校等の所属先　本人との関係<br>住所<br>電話番号　メールアドレス |
| 日本国内の連絡先 | 氏名（姓）（名）　本人との関係<br>住所 〒<br>電話番号　メールアドレス |
| 日本国内の所属先会社・学校等 | 所属先名　電話番号 |

同居家族【続柄：　】

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ローマ字<br>パスポート記載のとおり | （姓 /Surname） | （名 /Given name） | パスポートに旧姓、別姓・別名の記載がある場合<br>（旧姓 /Former surname）/（別姓 /Alternative surname） | |
| 漢　字<br>戸籍記載のとおり | （姓） | （名） | （別名 /Alternative given name） | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| パスポート番号 | | 有効期間満了日<br>西暦　年　月　日 | 在留国国籍 | □ あり<br>□ なし | 日本国籍 | □ あり<br>□ なし |
| 生年月日<br>西暦　年　月　日 | 職　業 | □ 民間企業関係者　□ 留学生・研究者・教師　□ 自由業及び専門的職業関係者<br>□ 報道関係者　□ 政府関係機関職員　□ その他（　） | | | | |
| 到着日<br>西暦　年　月　日 | 滞在期間<br>西暦　年　月　日まで<br>※ 未定の場合は予定を記載<br>※ 永住の場合は記載不要 | 滞在目的 | □ 長期滞在　□ 永住 | □ 男<br>□ 女 | | |

| | |
|---|---|
| 在留地の電話番号 | ①　② |
| メールアドレス | 滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください<br>①<br>② |
| 在留地の会社・学校等の所属先 | |

裏面に続く

同居家族【続柄：　　】

| | | | |
|---|---|---|---|
| ローマ字<br>パスポート記載のとおり | （姓 /Surname） | （名 /Given name） | パスポートに旧姓、別姓・別名の記載がある場合<br>（旧姓 /Former surname）/（別姓 /Alternative surname） |
| 漢　字<br>戸籍記載のとおり | （姓） | （名） | （別名 /Alternative given name） |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| パスポート番号 | | 有効期間満了日<br>西暦　　年　　月　　日 | 在留国国籍 | □ あり<br>□ なし | 日本国籍 | □ あり<br>□ なし |
| 生年月日<br>西暦　　年　　月　　日 | 職　　業 | □ 民間企業関係者　□ 留学生・研究者・教師　□ 自由業及び専門的職業関係者<br>□ 報道関係者　□ 政府関係機関職員　□ その他（　　） | | | | |
| 到着日<br>西暦　　年　　月　　日 | 滞在期間<br>西暦　　年　　月　　日まで<br>※ 未定の場合は予定を記載<br>※ 永住の場合は記載不要 | | 滞在目的 | □ 長期滞在　□ 永住 | | □ 男<br>□ 女 |
| 在留地の電話番号 | ①　　②　　滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください | | | | | |
| メールアドレス | ①<br>②　　滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください | | | | | |
| 在留地の会社・学校等の所属先 | | | | | | |

同居家族【続柄：　　】

| | | | |
|---|---|---|---|
| ローマ字<br>パスポート記載のとおり | （姓 /Surname） | （名 /Given name） | パスポートに旧姓、別姓・別名の記載がある場合<br>（旧姓 /Former surname）/（別姓 /Alternative surname） |
| 漢　字<br>戸籍記載のとおり | （姓） | （名） | （別名 /Alternative given name） |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| パスポート番号 | | 有効期間満了日<br>西暦　　年　　月　　日 | 在留国国籍 | □ あり<br>□ なし | 日本国籍 | □ あり<br>□ なし |
| 生年月日<br>西暦　　年　　月　　日 | 職　　業 | □ 民間企業関係者　□ 留学生・研究者・教師　□ 自由業及び専門的職業関係者<br>□ 報道関係者　□ 政府関係機関職員　□ その他（　　） | | | | |
| 到着日<br>西暦　　年　　月　　日 | 滞在期間<br>西暦　　年　　月　　日まで<br>※ 未定の場合は予定を記載<br>※ 永住の場合は記載不要 | | 滞在目的 | □ 長期滞在　□ 永住 | | □ 男<br>□ 女 |
| 在留地の電話番号 | ①　　②　　滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください | | | | | |
| メールアドレス | ①<br>②　　滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください | | | | | |
| 在留地の会社・学校等の所属先 | | | | | | |

【注意事項】

1. 旅券法第 16 条の規定により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する在外公館に在留届を届け出ることが義務付けられています。また、届出事項に変更が生じたときは、必ずその旨を届け出る必要があります。

2. 以下の場合には、当館管轄地域から転出したものとして扱わせていただきます。
   - 在留届に登録されている滞在終了予定日から、1 年以上経過した場合
   - 在外公館から、1 年以上の期間にわたり、連絡を取ることができない場合
   - 日本の市区町村に転入届を出し、又は日本に入国後 1 年以上出国しないなど、生活の本拠が日本にあると判断される場合
   - パスポートの有効期間満了日から 1 年以上経過している場合
   - 在留届に登録された住所に居住していない場合

3. 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関すること、在外公館で在外選挙人名簿登録申請受付等の領事サービスを提供する際に利用するほか、必要に応じ国際協力のために利用します。また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として使用することがあります。

4. 記載していただいたメールアドレスには、在外公館や外務省から各種のお知らせを送信します。また、緊急事態発生など邦人の皆様の安全に関わる危険が生じ得る場合には、メール、電話、SMS など可能な限りの方法で情報を提供します。

（令和七年三月改正）

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十八号）の施行の日（令和七年三月二十四日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の旅券法施行規則の規定は、施行日以後に開始される一般旅券に関する申請に係る事務について適用し、施行日前に開始された一般旅券に関する申請に係る事務については、なお従前の例による。

3　旅券法施行規則別記第十二号様式については、当分の間、改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

## ○厚生労働省令第百六十号

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十一条第一項、第八十二条第三項第三号及び第八十八条第四項並びに港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十七条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

**第一条**　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

**別表第三**（第四十一条関係）

| 業務の区分 | 業務につくことができる者 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務 | 一　（略）<br>二　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）<br>三・四　（略） |
| 令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第三号に掲げる建設機械の運転の業務 | 一　（略）<br>二　建設業法施行令第三十七条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）<br>三　（略） |

**別表第三**（第四十一条関係）

| 業務の区分 | 業務につくことができる者 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務 | 一　（略）<br>二　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）<br>三・四　（略） |
| 令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第三号に掲げる建設機械の運転の業務 | 一　（略）<br>二　建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）<br>三　（略） |

| | |
|---|---|
| 令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務 | 一　（略）<br>二　建設業法施行令第三十七条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）<br>三　（略） |
| （略） | （略） |
| 令第二十条第十四号の業務 | 一　（略）<br>二　建設業法施行令第三十七条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）<br>三　（略） |
| （略） | （略） |

**別表第九**（第九十二条の三関係）

| 工事又は仕事の区分 | 資格 |
|---|---|
| 別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事 | 一　次のイ及びロのいずれにも該当する者<br>イ　次のいずれかに該当する者<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　建設業法施行令第三十七条に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格したこと。<br>ロ　（略）<br>二・三　（略） |
| 別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事 | 一　次のイ及びロのいずれにも該当する者<br>イ　次のいずれかに該当する者<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　建設業法施行令第三十七条に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格したこと。<br>ロ　（略）<br>二・三　（略） |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| 令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務 | 一　（略）<br>二　建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）<br>三　（略） |
| （略） | （略） |
| 令第二十条第十四号の業務 | 一　（略）<br>二　建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）<br>三　（略） |
| （略） | （略） |

**別表第九**（第九十二条の三関係）

| 工事又は仕事の区分 | 資格 |
|---|---|
| 別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事 | 一　次のイ及びロのいずれにも該当する者<br>イ　次のいずれかに該当する者<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　建設業法施行令第三十四条に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格したこと。<br>ロ　（略）<br>二・三　（略） |
| 別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事 | 一　次のイ及びロのいずれにも該当する者<br>イ　次のいずれかに該当する者<br>(1)・(2)　（略）<br>(3)　建設業法施行令第三十四条に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格したこと。<br>ロ　（略）<br>二・三　（略） |
| （略） | （略） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第八十九条第一次のイからハまでのいずれにも該当する者二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。） | 第八十九条第一次のイからハまでのいずれにも該当する者二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。） |
| イ　次のいずれかに該当すること。<br>(1)～(3)　（略）<br>(4)　建設業法施行令第三十七条に規定する一級土木施工管理技術検定に合格したこと。 | イ　次のいずれかに該当すること。<br>(1)～(3)　（略）<br>(4)　建設業法施行令第三十四条に規定する一級土木施工管理技術検定に合格したこと。 |
| ロ・ハ　（略） | ロ・ハ　（略） |
| 二・三　（略） | 二・三　（略） |

（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正）

**第二条**　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （受験資格）<br>**第二条**　法第八十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。<br>一～三　（略）<br>四　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条の規定による一級の土木施工管理技術検定に合格した者（以下「一級土木施工管理技士」という。）及び一級の建築施工管理技術検定に合格した者（以下「一級建築施工管理技士」という。）<br>五～八　（略） | （受験資格）<br>**第二条**　法第八十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。<br>一～三　（略）<br>四　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条の規定による一級の土木施工管理技術検定に合格した者（以下「一級土木施工管理技士」という。）及び一級の建築施工管理技術検定に合格した者（以下「一級建築施工管理技士」という。）<br>五～八　（略） |

（港湾労働法施行規則の一部改正）

**第三条**　港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第１号（第四面）を次のように改める。

様式第1号（第3条第2項関係）（第4面）

7　資格一覧表

| 資格番号 | 資格名 | 資格概要 |
|---|---|---|
| 1 | 揚貨装置運転士免許 | ・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第4に規定するクレーン・デリック運転士免許を受けた者 |
| 2 | クレーン・デリック運転士免許 | ・安衛則別表第4に規定するクレーン・デリック運転士免許を受けた者 |
| 3 | 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 | ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）別表第18第26号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 |
| 4 | 移動式クレーン運転士免許 | ・安衛則別表第4に規定する移動式クレーン運転士免許を受けた者 |
| 5 | 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 | ・安衛法別表第18第27号に規定する小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 |
| 6 | フォークリフト運転技能講習を修了した者<br>フォークリフトの訓練を受けた者 | ・安衛法別表第18第29号に規定するフォークリフト運転技能講習を修了した者<br>・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者 |
| 7 | 上記（6番、7番）以外にフォークリフトの運転ができる者 | ・労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第113号）第2号イからホまでに掲げる者 |
| 8 | 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者 | ・安衛法別表第18第31号に規定する車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者 |
| 9 | 建設機械施工管理技術検定に合格した者 | ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第3号に規定する者を除く。） |
| 10 | 建設機械運転科の訓練を修了した者 | ・能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者 |
| 11 | 上記（10番、11番）以外に建設機械の運転の業務ができる者 | ・労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第4号イからヘまでに掲げる者 |
| 12 | ショベルローダー等運転技能講習を修了した者 | ・安衛法別表第18第30号に規定するショベルローダー等運転技能講習を修了した者 |
| 13 | ショベルローダー又はフォークローダーの訓練を受けた者 | ・能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダーについての訓練を受けた者 |
| 14 | 上記（13番、14番）以外にショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務ができる者 | ・労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第8号イからヘまでに掲げる者 |
| 15 | 不整地運搬車運転技能講習を修了した者 | ・安衛法別表第18第34号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者 |
| 16 | 上記（16番）以外に不整地運搬車の運転の業務ができる者 | ・労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第10号イ及びロに掲げる者 |
| 17 | 高所作業者運転技能講習を修了した者 | ・安衛法別表第18第35号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者 |
| 18 | 玉掛け技能講習を修了した者 | ・安衛法別表第18第36号に規定する玉掛け技能講習を修了した者 |
| 19 | 玉掛け科の訓練を修了した者 | ・能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者 |
| 20 | 上記（19番、20番）以外に玉掛けの業務ができる者 | ・労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第11号イからワまでに掲げる者 |

（日本産業規格A列4）

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**○国土交通省環境省令第四号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （二酸化炭素放出抑制指標の基準）<br>**第二条**　法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。 | （二酸化炭素放出抑制指標の基準）<br>**第二条**　法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。 |

| 船舶の用途 | 船舶の大きさに関する指標 | 二酸化炭素放出抑制指標の基準 |
|---|---|---|
| 一　ロールオン・ロールオフ旅客船 | Dwが一万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$631.813\times(10000)^{-0.381}$以下であること。 |
| | Dwが一千トン以上一万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$631.813Dw^{-0.381}$以下であること。 |
| | Dwが二百五十トン以上一千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$902.59Dw^{-0.381}\left(1-\frac{0.3}{750}(Dw-250)\right)$以下であること。 |
| | （略） | （略） |
| 二　（略） | （略） | （略） |
| 三　タンカー等（次号に掲げるものを除く。） | Dwが二万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$853.16Dw^{-0.388}$以下であること。 |
| | Dwが四千トン以上二万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1218.8Dw^{-0.488}\left(1-\frac{0.3}{16000}(Dw-4000)\right)$以下であること。 |
| | （略） | （略） |

| 船舶の用途 | 船舶の大きさに関する指標 | 二酸化炭素放出抑制指標の基準 |
|---|---|---|
| 一　ロールオン・ロールオフ旅客船 | Dwが一万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$722.072\times(10000)^{-0.381}$以下であること。 |
| | Dwが一千トン以上一万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$722.072Dw^{-0.381}$以下であること。 |
| | Dwが二百五十トン以上一千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$902.59Dw^{-0.381}\left(1-\frac{0.2}{750}(Dw-250)\right)$以下であること。 |
| | （略） | （略） |
| 二　（略） | （略） | （略） |
| 三　タンカー等（次号に掲げるものを除く。） | Dwが二万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$975.04Dw^{-0.388}$以下であること。 |
| | Dwが四千トン以上二万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1218.8Dw^{-0.488}\left(1-\frac{0.2}{16000}(Dw-4000)\right)$以下であること。 |
| | （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| 四　タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） | |
| Dwが二万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$853.3Dw^{-0.488}$以下であること。 |
| Dwが四千トン以上二万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1219Dw^{-0.488}\left(1-0.3\frac{Dw-4000}{16000}\right)$以下であること。 |
| （略） | （略） |
| 五　液化ガスばら積船 | |
| Dwが一万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$784Dw^{-0.456}$以下であること。 |
| Dwが二千トン以上一万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1120Dw^{-0.456}\left(1-0.3\frac{Dw-2000}{8000}\right)$以下であること。 |
| （略） | （略） |
| 六　（略） | （略） |
| 七　ばら積貨物船 | |
| Dwが二十七万九千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$673.253\times(279000)^{-0.477}$以下であること。 |
| Dwが二万トン以上二十七万九千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$673.253Dw^{-0.477}$以下であること。 |
| Dwが一万トン以上二万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$961.79Dw^{-0.477}\left(1-0.3\frac{Dw-10000}{10000}\right)$以下であること。 |
| （略） | （略） |
| 八　（略） | （略） |
| 九　冷凍運搬船 | |
| Dwが五千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$158.907Dw^{-0.244}$以下であること。 |
| Dwが三千トン以上五千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$227.01Dw^{-0.244}\left(1-0.3\frac{Dw-3000}{2000}\right)$以下であること。 |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| 四　タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） | |
| Dwが二万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$975.2Dw^{-0.488}$以下であること。 |
| Dwが四千トン以上二万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1219Dw^{-0.488}\left(1-0.2\frac{Dw-4000}{16000}\right)$以下であること。 |
| （略） | （略） |
| 五　液化ガスばら積船 | |
| Dwが一万五千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$784Dw^{-0.456}$以下であること。 |
| Dwが一万トン以上一万五千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$896Dw^{-0.456}$以下であること。 |
| Dwが二千トン以上一万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1120Dw^{-0.456}\left(1-0.2\frac{Dw-2000}{8000}\right)$以下であること。 |
| （略） | （略） |
| 六　（略） | （略） |
| 七　ばら積貨物船 | |
| Dwが二十七万九千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$769.432\times(279000)^{-0.477}$以下であること。 |
| Dwが二万トン以上二十七万九千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$769.432Dw^{-0.477}$以下であること。 |
| Dwが一万トン以上二万トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$961.79Dw^{-0.477}\left(1-0.2\frac{Dw-10000}{10000}\right)$以下であること。 |
| （略） | （略） |
| 八　（略） | （略） |
| 九　冷凍運搬船 | |
| Dwが五千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$192.9585Dw^{-0.244}$以下であること。 |
| Dwが三千トン以上五千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$227.01Dw^{-0.244}\left(1-0.15\frac{Dw-3000}{2000}\right)$以下であること。 |
| （略） | （略） |

| | | |
|---|---|---|
| 十　ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車運搬船に該当するものを除く。） | Dwが一万七千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1180.319\times(17000)^{-0.498}$以下であること。 |
| | Dwが二千トン以上一万七千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1180.319Dw^{-0.489}$以下であること。 |
| | Dwが一千トン以上二千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1686.17Dw^{-0.489}\left(1-\frac{0.3}{1000}(Dw-1000)\right)$以下であること。 |
| | （略） | （略） |
| 十一　自動車運搬船（DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。） | Dwが一万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$546.252Dw^{-0.471}\left(\frac{Dw}{Gt}\right)^{-0.7}$以下であること。 |
| | （略） | （略） |
| 十二　自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。） | Dwが一万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1268.841Dw^{-0.471}$以下であること。 |
| | （略） | （略） |
| 十三・十四　（略） | （略） | （略） |
| 備考　（略） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 十　ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車運搬船に該当するものを除く。） | Dwが一万七千トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1348.936\times(17000)^{-0.498}$以下であること。 |
| | Dwが二千トン以上一万七千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1348.936Dw^{-0.489}$以下であること。 |
| | Dwが一千トン以上二千トン未満 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1686.17Dw^{-0.489}\left(1-\frac{0.2}{1000}(Dw-1000)\right)$以下であること。 |
| | （略） | （略） |
| 十一　自動車運搬船（DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。） | Dwが一万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$663.306Dw^{-0.471}\left(\frac{Dw}{Gt}\right)^{-0.7}$以下であること。 |
| | （略） | （略） |
| 十二　自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。） | Dwが一万トン以上 | 二酸化炭素放出抑制指標の値が$1540.7355Dw^{-0.471}$以下であること。 |
| | （略） | （略） |
| 十三・十四　（略） | （略） | （略） |
| 備考　（略） | | |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和七年一月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和七年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であって、令和十年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。